

◆ ◇ ◆ 人材開発支援助成金（建設動労者技能実習コース）について ◆ ◇ ◆

技能実習のうち、登録教習機関に委託して実施する場合は、計画届が不要になりました。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）を使用される場合、申込時に人材開発センターまでご連絡ください。

受給対象となる会社は下記の条件を満たしている中小建設業29業種となります。

- ①資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数が300人以下
- ②雇用保険料率 12.0/1,000 に加入
- ③受講者が被保険者であること

注意1 受講料は事業主負担

注意2 受講中（本人の賃金も事業主が負担）